

閱覽用

平成29年 第1回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年1月5日

神崎市農業委員会

平成29年第1回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月5日(木) 午前9時30分 開会
2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室
3. 出欠者の状況

出席委員13名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 原 委員

7番 大田 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信

係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 非農地証明について	2件
議案第3号 あっせん委員の指名について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	103件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	37件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政企画係長	平 義孝
農政企画係主事	桑原健太郎

6. 会議の概要

事務局長

新年あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。

新年早々、総会ということで、出席していただき、ありがとうございます。

着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第1回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（会長あいさつ）

改めまして、おめでとうございます。

新しい1年が始まりましたけれども、今年もどんな年になるか楽しみなところもございます。私、元旦、まず朝起きると「八天山」に登っておりますが、429.9m、毎年高くなるような気がしており、きついですね。

それでもなんで登るかという、今年1年、体力的にやれるんじゃないかという自信が湧いてくる訳です。そういうことで毎年登っております。皆様方も何かやっておられると思います

が、何かやられたらいかがでしょうか。

それでは只今から、平成29年第1回神崎市農業委員会総会を開催いたします。

事務局長

本日の出席委員は13名でございます。全員出席です。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくをお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は6番「原」委員と7番「大田」委員の2名を指名いたします。

宜しくをお願いいたします。

議長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名いたします。

議長

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 非農地証明について	2件
議案第3号 あっせん委員の指名について	1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転)について	1件
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	103件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	37件

以上、5議案109件、報告第1号の37件でございます。
ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

只今から議事に入ります。質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから議席番号と氏名を言って、マイクを通してから発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、農地法第3条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番から受付番号2番までを一括して審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号 受付番号1番から2番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書1ページに記載しています受付番号1番から2番について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。

申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。第1号議案について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

議 長

〇〇番「〇〇」委員

〇〇番 〇〇 委員

〇〇番 〇〇です。

受付番号1番の畑が4,165 m²なんですけど5,000 m²以上の要件がなかったか、お尋ねです。

議 長

事務局、回答をお願いします。

事務局

取得地と自作地と含めて5反ありますので、要件を満たしております。

議長

「〇〇」委員よろいでしょうか。

〇〇番 〇〇 委員

はい、わかりました。

議長

他にありませんか。

ないようですので、質疑を終了します。

議長

これより採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第2号 非農地証明関係)

議長

次に、議案書の2ページをお開きください。

議案第2号 非農地証明についてを議題といたします。

受付番号1番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 非農地証明について説明します。

非農地証明については、「神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準」の規定に基づき、申請された事案の現地調査と事実確認等を行い、総会審議に諮ります。

受付番号1番 申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇番〇〇畑の16㎡です。

申請の理由及び申請人については記載のとおりです。

農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。

申請地の位置図と現況写真を5ページと6ページに添付します。

許可基準については記載のとおりで、その内容は概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく現状活用されていることなど神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合し、非農地証明に該当すると思われます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号1番の申請は、千代田町〇〇ですので、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員に現地確認等について説明をお願いします。

〇〇番 〇〇 委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請の内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、12月26日に会長、事務局と申請者の立ち会いによる現地確認に参加しましたが、申請のとおり長年にわたり現状での土地の管理がなされていて、地域の承認もあり、非農地証明については問題ないと思います。以上です。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。

議案第2号 非農地証明、受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、受付番号2番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番 申請地の所在は、千代田町〇〇字〇〇番 畑の64㎡です。

申請の理由及び申請人については記載のとおりです。

農振除外の決定は平成28年4月27日。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、換地処分により宅地に接続した位置に畑として定められた第1種農地と判断されます。申請地の位置図と現況写真を7ページと8ページに添付しています。

許可基準については記載のとおりで、その内容は概ね20年以上にわたり周囲農地への影響がなく現状活用されていることなど神崎市農業委員会非農地証明事務取扱基準の規定に適合し、非農地証明に該当すると思われまます。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

議案第2号、受付番号2番の申請は千代田町〇〇ですので、地区担当委員の〇〇番「〇〇」委員に現地確認等について説明をお願いします。

〇〇番〇〇委員

【地区担当委員として意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇でございます。

第2号議案の受付番号2番の申請につきましては、私の担当地区です。

申請の内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、12月26日に会長、事務局と私と現地確認しましたが、申請のとおり長年にわたり宅地の一部として土地の管理がなされていて、地域の承認もあり、非農地証明については問題ないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長

地区担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。

議案第2号、非農地証明、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第3号 あっせん委員の指名について)

議 長

次に、議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号 あっせん委員の指名についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号 受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号、あっせん委員の指名について農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名をおこないます。

受付番号1番、売渡希望所在地は、神埼町〇〇で、申出理由は「後継者がいないため」ということです。申出者、売り渡し希望価格等は記載のとおりです。

位置図は、9ページに添付しております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

(1番 森 委員)

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名につきましては、受付番号1番の土地の所在が、神埼町〇〇でございますので、私1番の「森」があっせん委員として指名

を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

意見もないようですので、私1番の「森」があっせん委員として務めさせていただきます。

(議案4号 農業経営基盤法 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係)についてを議題といたします。

受付番号1番について事務局から説明させます。

事務局

【議案第4号 受付番号1番について議案書を基に朗読後、説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

受付番号1番です。平成28年12月に佐賀県農業公社が買い入れた農地を、買い手へ所有権移転するものです。買い手は認定農業者であり、取得後の経営面積などあっせんの事業要件を満たしております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室、これより農政水産課より説明)

(議案第5号、利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定関係)についてを議題といたします。

議 長

それでは、提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の桑原と申します、よろしくお願ひいたします。着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町、再設定6件、内訳は田12筆、34,615㎡

千代田町、新規52件、再設定45件、計97件、内訳は田291筆、631,334.24㎡

神崎市、合計103件、内訳は田303筆、665,949.24㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番から受付番号6

番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号 議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、再設定1番から6番までの申し出について説明します。設定する内容は、田12筆、34,615㎡となっております。

2番と5番、4番と6番の申し出につきましては、それぞれ同じ地番の設定となりますが、〇〇氏と〇〇氏が5月から10月、〇〇氏が11月から4月までの期間借地を行うこととなっております。また、3番の申し出につきましても、同様に〇〇氏と〇〇氏がそれぞれ期間借地をすることとなっております、〇〇氏の分の設定については、11月の農業委員会で決定を受けております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、神埼町、再設定の受付番号1番から受付番号6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページから7ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号52番について審議をいたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの千代田町新規1番から7ページの52番までの申し出について説明します。設定する内容は、田190筆、380,621.83㎡となっております。その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号52番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、8ページから12ページ農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号45番までについて審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの千代田町、再設定1番から12ページの45番までの申し出について説明します。設定する内容は、田101筆、250,712.41㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第5号、農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号45番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成(賛成多数)であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

以上で、農地利用集積計画、利用権設定関係の審議を終了いたします。

農政水産課の方は、退席をお願いします。

お疲れ様でした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号、農地法第18条第1項関係)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。

別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、受付番号1番から受付番号37番まで一括して事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号 受付番号1番から37番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、通知の提出があったものについて報告します。

1ページから13ページに記載しております、受付番号1番から37番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。なお、2ページの受付番号6番から8ページの24番までは、農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約で、9ページの受付番号25番から13ページの37番までは農事組合法人〇〇との利用権設定に伴う合意解約です。

以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。